官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○保安林の指定をする件（農林水産五〇四～五一一）
　○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがに本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同五一二）
　○高速自動車国道に関する件（国土交通五二四、五二五）
二　○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁三）
三　○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一二）
四　○航路標識に関する件（同一三）
五　○道路に関する件（関東地方整備局一五九）
　○都市計画に関する件（同一六〇）
　○道路に関する件（中国地方整備局六三）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
　内閣府　宮内庁　復興庁　法務省　最高裁判所
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
　官庁事項
　中国地方整備局公示（中国地方整備局）
　九州地方整備局公示（九州地方整備局）
　労　働
　最低工賃の改正決定に関する公示（熊本労働局最低工賃公示一）
　船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（九州運輸局最低賃金公示一）
　国家試験
　令和八年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）
　中小企業診断士試験に関する公告（経済産業省）
〔公　告〕
　諸事項
　裁判所
　相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
　会社その他

その他告示

○農林水産省告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市福成寺字堂坂四〇七、字釋文珠四九四、字馬場五三六、字ドウドウ五六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町万場字池ケ平七九の三、七九の六から七九の八まで、字仲ザシ八〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲ザシ八〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町万劫字谷奥五七の五、字古地畑五九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町鶴岡字家ノ奥六八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）